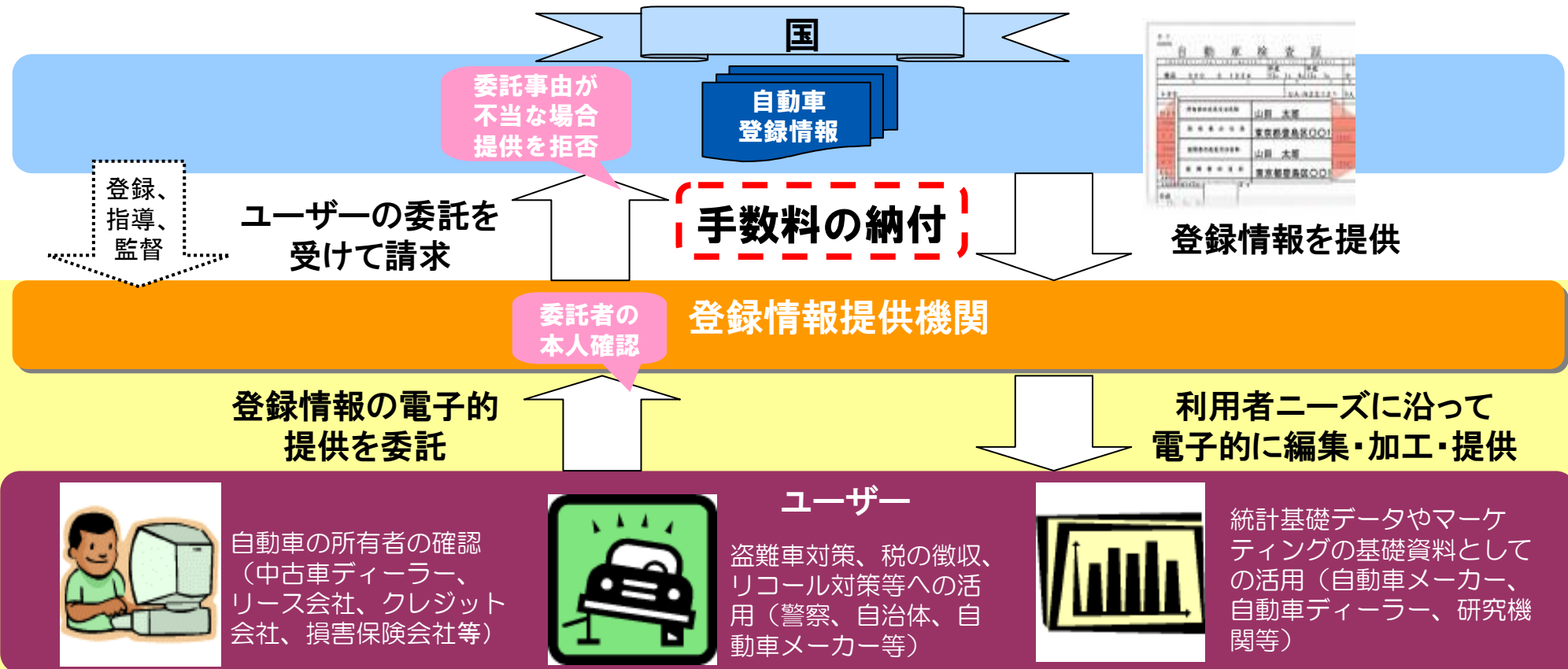


# 自動車登録情報の電子的提供制度の創設

自動車登録情報については、現在、書面（登録事項等証明書）で提供しているが、パソコン等により簡便に確認・利用することを可能とするため、個人情報保護対策※を強化した上で、登録情報提供機関を通じて電子的に提供する制度を創設

※所有者等情報の個人情報を含む登録情報の請求に係る委託の際には、原則として「自動車登録番号」の他に「車台番号」の明示が必要

登録情報の適切な利活用による「くるま社会」における利便性の向上



今後のスケジュール

- 平成19年11月18日：改正道路運送車両法施行
- 登録情報提供機関の申請（当該機関の登録後、電子的提供制度の実運用開始）